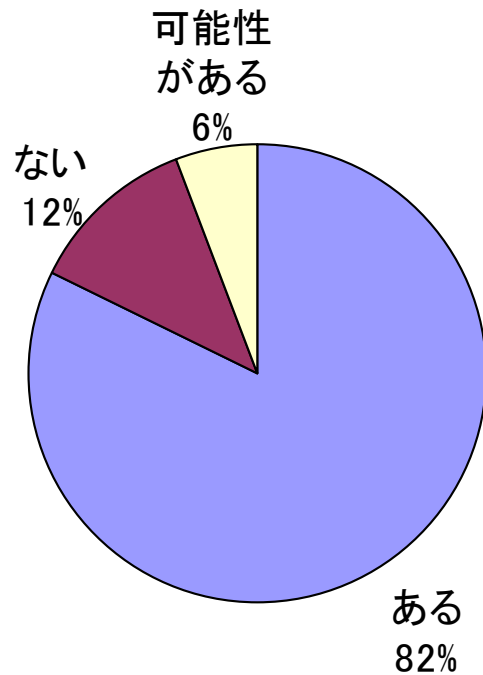


日本知的財産協会 模倣品対策フォーラム

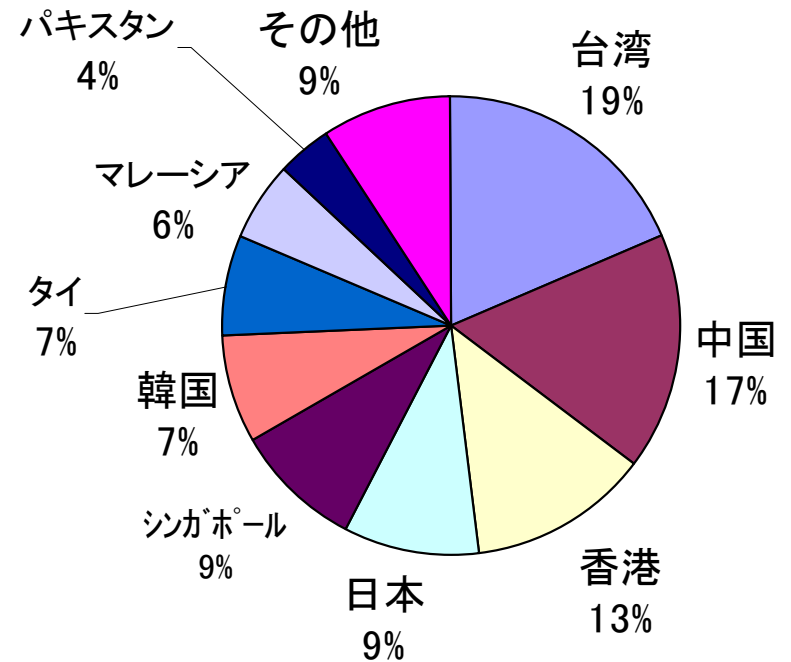
2002. 2.19

(社)日本事務機械工業会 知的財産委員会
アジア模倣品対策WGリーダー 吉田 正秀

① 今までにアジア諸国で模倣品が出現したことがありますか。

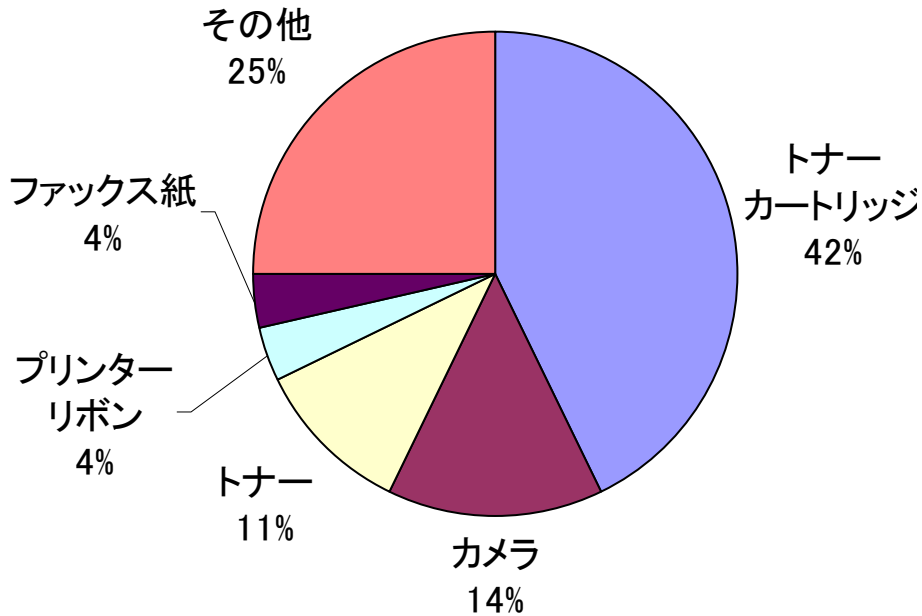


② 模倣品はどの国で出現しましたか。



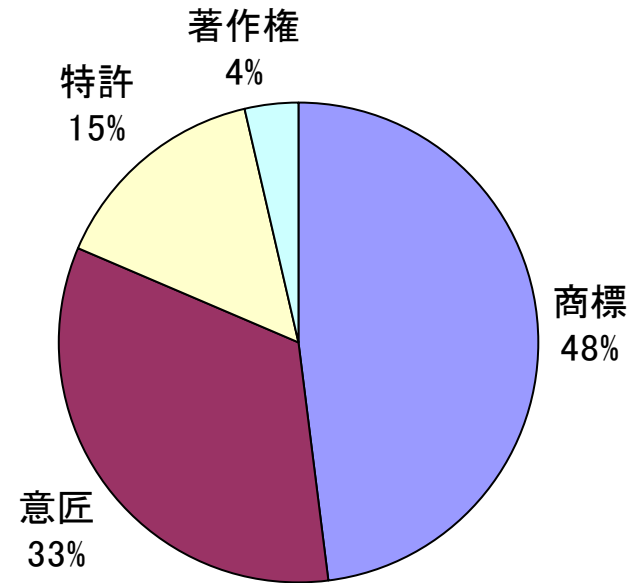
その他〔インドネシア、ベトナム、ドバイ、インド、ほぼ全世界〕

③ 模倣品の商品は何ですか。

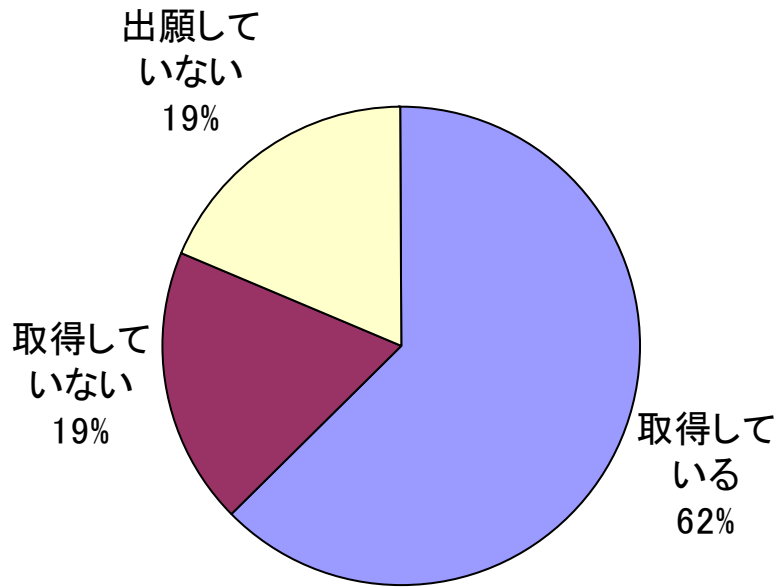


その他 (写真フィルム、顕微鏡、カドニカライト、
ガス湯沸かし器、電池、ガステーブル、
扇風機)

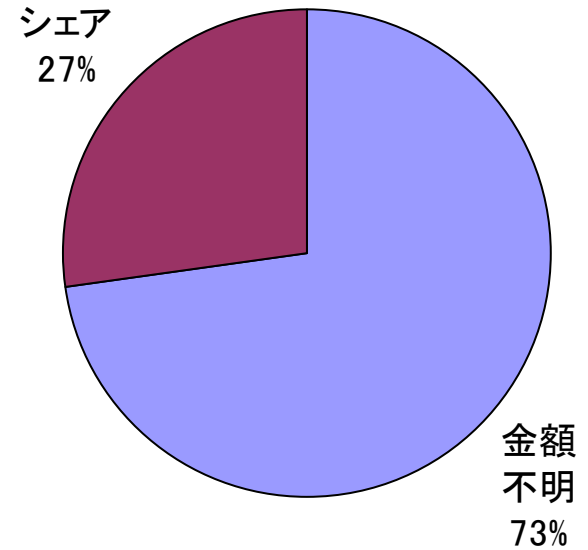
④ 模倣された知的財産は何ですか。



⑤ 模倣された国で知的財産を取得されていますか。

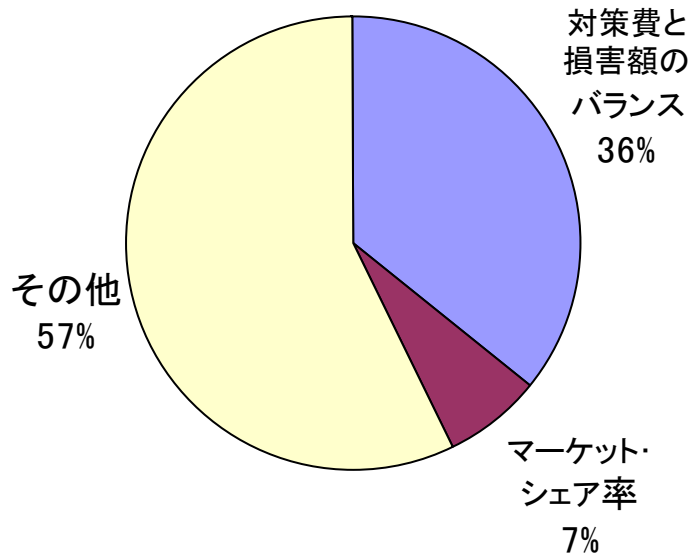


⑥ 模倣品による実害はどのくらいですか。



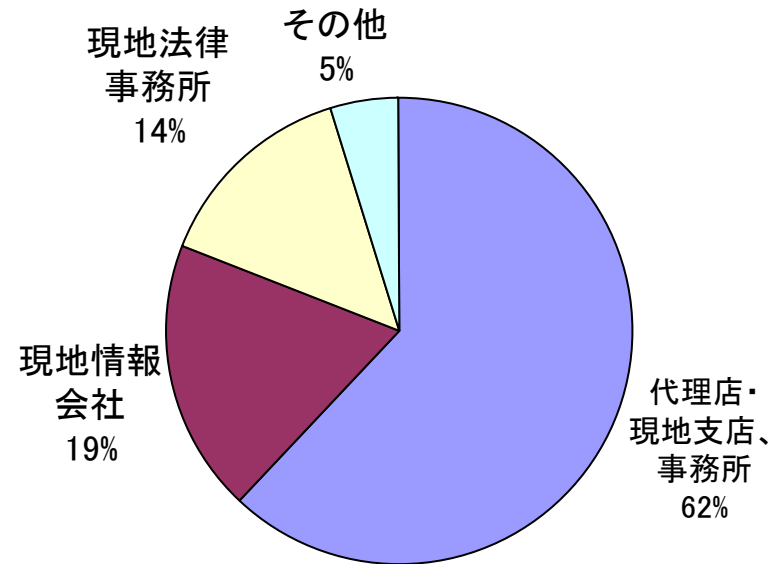
〔金額については、実際にどれだけの損害額が明確になっていないので不明とした〕

⑦ 模倣対策を実施する判断基準の経済分岐点。



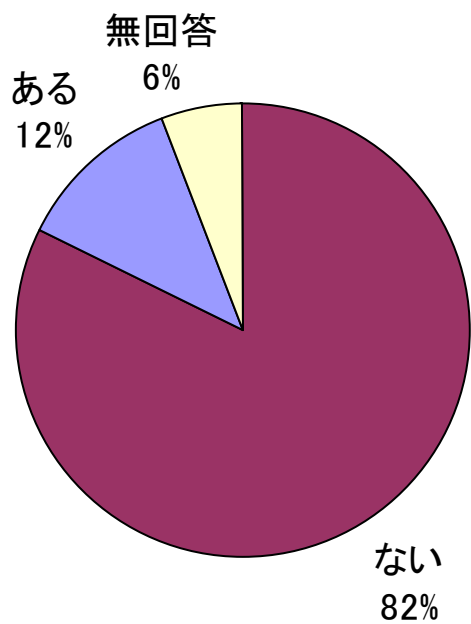
その他〔商標の信用が毀損される場合、実害0でも対策する。特に基準はなく、案件毎に判断する。〕

⑧ 模倣品出現の情報ネットワークはどのようにされていますか。

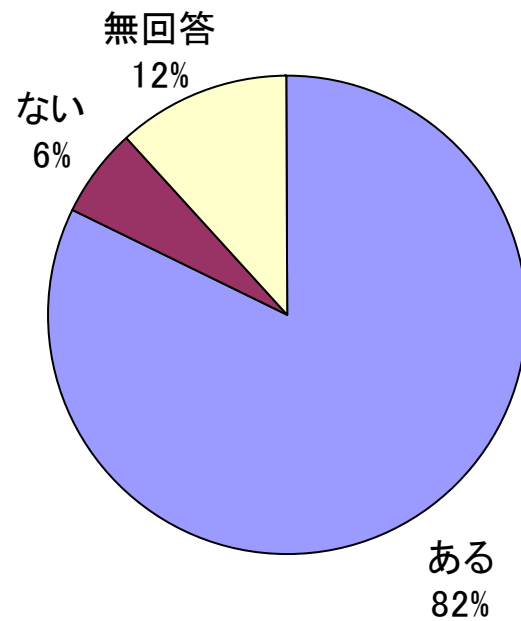


その他（同業他社）

⑨ 模倣品対策マニュアルはありますか。



⑩ 模倣対策を講じたことがありますか。



1. 模倣品取締りの実態

1) 中国

*複写機用トナーカートリッジ

- A社の商標を付したトナーカートリッジが販売されているのを、現地販売関連会社からの情報で、調査したところA社のみならず競合B社も被害にあっていたので、共同で対応した。中国工商管理局（AIC）に訴えて、20社程度の製造会社を閉鎖に追い込むことが出来た。99年当時、調査会社を使って調べたところ、複写機用トナーカートリッジの模倣品を作っている会社は50社程度存在したが、完全に撲滅することができなかった。

* インクカートリッジ

- B社の商標を付したインクカートリッジが販売されていると、現地の調査会社から売り込みがあった。売り込み情報を評価した上で国家質量監督検験検疫総局（State General Administration of the People's Republic of China for Quality Supervision and Inspection and Quarantine）に告訴し、Raidを実施した。

2) 台 湾

* 複写機用トナーボトル

- A社の商標を付したトナーボトルが販売されているのを、現地販売店および現地販売関連会社からの情報で、調査中に販売店が、台湾調査局に捜査依頼をすると共に民事訴訟を起こした。その後、A社は刑事告訴する旨相手に伝え和解交渉に入った。
- 模倣品およびラベルの廃棄、和解金の支払い、謝罪広告の掲載、再犯の場合の懲罰的違約金の支払い義務等を条件に和解した。

*ファクス用紙

- C社の商標に酷似したロゴを付したファクス用紙が販売されているのを、現地販売代理店から情報で、台北の代理人を通じて警察に事実確認を調査依頼した。その結果、商標の不正使用で台北地裁検察局に送検された。
- C社は、台湾でファクス用紙を販売しておらず、ハウスマークに酷似する商標の使用のみならず包装紙の柄もC社と同一のもので、C社信用の毀損を防止するために刑事告訴した。最終的には和解成立。

3) タ イ

*複写機用トナーカートリッジ

- D社の商標を付したトナーカートリッジが販売されているのを、
現地販売関連会社からの情報で調査した結果、中国製とみられる
模倣品にD社商標が貼られており、刑事告発と共に警察による
Raidを実施して2社より、合計1, 000本を越える模倣品を押
収した。

4) ベトナム

*複写機用トナーカートリッジ

- 同様に、D社の商標を付したトナーカートリッジが販売されているのを、現地販売関連会社からの情報で調査した結果、中国製とみられる模倣品にD社商標が貼られており、市場管理局に申し立てを行い、ハノイとホーチミンの2ヶ所でRaidを実施した。ハノイでは、1,500本を越えるカートリッジと大量のラベルを押収し、ホーチミンでは、約1,000本のカートリッジを押収した。

5) 韓国

* 複写機用トナーカートリッジ

- E社の商標を外箱に印刷した模倣品カートリッジを、現地法人が発見し、商標権侵害で刑事告訴をし、裁判で決着をつけた。

2. 司法・行政（税関含）について

1) 税 関

*香港税関（1）

- 先日、E社の香港の代理人から香港税関が自発的に複写機用トナーカートリッジの模倣品を取り押さえたので、どのように処分するかとの問い合わせがあり、詳細な情報は現在調査中である。
しかし、この話を模倣品WGでE社担当者が、WTO加盟で中国も模倣品対策に積極的になってきたのではと説明したところ、F社とG社代理人や現地子会社を通じて複写機用トナーカートリッジの模倣品を取り押さえたとの連絡が来ていました。

* 香港税関（2）

- 前から、香港税関は、模倣品の取り締まりに協力的でしたが、自発的に行った例は今回が初めてと記憶しています。いずれにしろ、中国がWTO加盟によって模倣品の取締りを強化することは間違いないと思います。

2) 司 法

- 各省（高級）人民法院にくらべ、地方の（中級）人民法院は、保護主義的な色合いが強く、また、裁判官の知識、能力も劣っている。従って地方での訴訟は、勝利するのが難しい。司法制度の改革、裁判官の能力アップが望まれる。今後も行政にあわせて司法の改革についても政治的に提言してもらいたい。

④ アライアンスを提案した場合、どの様な問題が起きると考えられるか。

1) 模倣品対策にかかる費用の分担。

2) レイドなどに大同団結して対応できるか。

3) 模倣品調査、発見のための駐在員を派遣できるか。

⑤ アライアンスを進めていく上で、どの様なことに取り組んでいかなければならないか。(1)

- 各工業会等の団体が模倣品対策プロジェクトを作り、各団体が大同団結し、それぞれの模倣品の実態を報告し、模倣品に対する実態と対策を共有化する。
- 大同団結して作成した模倣品対策案を、政府もしくは関係省庁で音頭を取り、模倣品産出国に強く働きかける。

⑤ アライアンスを進めていく上で、どの様なことに取り組んでいかなければならないか。(2)

- 一方、欧米企業を中心に作られた組織、Q B P Cには、企業単位でしか参加できないか、工業会のような連合組織体が参加できうまく利用できないか等をも検討し、もし、出来ないならQ B P Cと同様なロビー活動が出来る組織を日本にも作り、模倣品産出国への圧力団体となる。例えば、J E T R Oを強化してQ B P Cのような組織体を作るとか。
- いずれにしろ、模倣品対策は、一企業、一工業会という単位で対応したのでは、限界があり、政府等が音頭を取る必要がある。